

第3部 廃棄物の適正な処理に関する具体的施策

第2部で示した一般廃棄物（災害廃棄物を含む）、産業廃棄物、不適正処理の防止に関する施策の方針に基づいて、本計画の基本的な考え方である「循環型社会の形成」「生活環境の保全」「不適正処理対策の推進」に即して、以下の施策を実施します。

1. 循環型社会の形成

(1) ごみ減量化の推進

ごみの減量化を実現するため、3Rのうち、特に発生抑制（リデュース）・再使用（リユース）に向けた取組みを県民、事業者、市町村などと連携して進めます。

○「家庭ごみ減量」の推進

- ・市町村や市民団体と連携して、ごみ減量の意義や実践方法を学んでいただくための県民向け講習会を実施します。特に、家庭で実践できる食品廃棄物のリサイクルの手法等、近年大きな課題となっている食品廃棄物（食品ロス）の削減について学んでいただく機会を重点的に設定します。
- ・排出された家庭ごみが処理されているリサイクル施設の見学など、体験型の学習会を開催し、ごみ減量化やリサイクルについての県民の意識喚起を図ります。
- ・多くの県民の方々に家庭ごみの減量について学んでいただくため、県ホームページやソーシャルメディア等の様々な媒体を活用して、家庭ごみの減量に関する情報を積極的に発信します。
- ・家庭から排出される食品ロスの実態把握や食品廃棄物の再生利用など、市町村が実施する食品廃棄物の削減に関する取組みの支援を行います。

○グリーン購入（環境にやさしい買い物）の推進

- ・東海三県一市（愛知県、岐阜県、三重県、名古屋市）と事業者団体（日本チェーンストア協会中部支部、グリーン購入ネットワーク、（公財）日本環境協会エコマーク事務局）が連携して、消費者に対するグリーン購入の普及と定着を図るため、「東海三県一市グリーン購入キャンペーン」を実施します。
- ・環境にやさしい買い物についての普及啓発を図るため、市町村や地域団体との連携による県民向け講習会や大型商業施設等での啓発活動を実施します。
- ・県が調達を行う物品等のうち、原則として全て環境物品等を調達する「特定調達品目」を設定し、それぞれの判断基準を示し、グリーン購入を推進します。

○県内におけるごみ処理の状況及び3Rに関する施策状況等の紹介

- ・県ホームページ等を活用し、県内におけるごみ処理の状況や市町村や市民団体等の3Rに関する取組み等について、情報発信を行います。

○環境教育・環境学習の推進

- ・企業や学校、地域における環境教育・環境学習を支援するため、環境教育・環境学習の担い手として活躍していただける人材に関する情報の充実を図ります。
- ・企業、学校、地域などのニーズに応じて、講師を派遣するなど、環境教育・環境学習のコーディネート機能の充実を図ります。
- ・ごみ減量や分別について、市町村や環境学習に取り組む団体との間で情報や問題意識の共有を図りながら、より効果的な環境学習のあり方を検討します。

(2) リサイクルの推進

各種リサイクル法の適正な運用や岐阜県リサイクル認定製品の利用の推進により、環境への負荷ができる限り低減される循環型社会を目指します。

①各種リサイクル法の円滑な推進

○容器包装リサイクル法」の円滑な推進

- ・容器包装廃棄物の分別収集を適正に実施するため、市町村に対する施設整備の支援を行います。
- ・容器包装リサイクル法について、積極的な普及啓発を実施するとともに、容器包装廃棄物の分別収集等について市町村広報紙やごみカレンダー等を用いて周知徹底を図ります。

○「家電リサイクル法」の円滑な推進

- ・家電リサイクル法について、市町村広報紙やごみカレンダー等を用いた普及啓発を実施します。また、家電リサイクル法において小売業者が引取義務を負わない製品の回収体制が整備されていない市町村に対して、回収体制を構築するための助言を行います。

○「食品リサイクル法」の円滑な推進

- ・食品リサイクル法について、県ホームページ等を用いた普及啓発を実施します。
- ・地域の食品循環資源の再生利用等の促進に向けて、市町村等に対して助言を行います。

○「小型家電リサイクル法」の円滑な推進

- ・小型家電リサイクル法に基づく小型電子機器の回収体制が構築されていない市町村に対して、回収体制を構築するための助言を行います。

○「自動車リサイクル法」の円滑な推進

- ・県ホームページ等の媒体を活用し、法の制度や届出手続等について、普及啓発に努めます。また、解体業、破碎業の許可業者に対して立入検査を実施し、必要な指導を行います。

○「建設リサイクル法」の円滑な推進

- ・県ホームページ等の媒体を活用し、法の制度や届出手続等について、普及啓発に努めます。
- ・「建設リサイクル法」の対象建設工事が適切に施工されるよう、パトロールの充実に努めます。

②多量に排出される廃棄物の再資源化の促進

○建設系産業廃棄物の再資源化等の促進

- ・建設工事現場のパトロール等を通じて、建設廃棄物の適正な選別による再資源化と埋立処分量の削減の重要性について、排出事業者にも周知します。

○汚泥リサイクルの普及啓発

- ・県ホームページや各種イベントでの汚泥リサイクルの普及啓発や情報発信に努めます。また、汚泥肥料に関する普及啓発に努めます。

○バイオマス資源及び食品循環資源の利用促進

- ・家畜排せつ物や稲わらなど、農林系バイオマス資源のたい肥化施設等の整備に対して支援を行います。また、安全面に配慮した食品加工残渣の飼料化の取組みを支援します。

③リサイクル製品の利用推進

○岐阜県リサイクル認定製品の利用推進

- ・岐阜県リサイクル認定製品の認定と公共事業等での積極的な利用を推進します。
- ・イベント等に出展し、事業者・自治体関係者や県民に対して、岐阜県リサイクル認定製品についてPRを行います。

(3)一般廃棄物の適正処理の推進

一般廃棄物が適正に処理されるよう、処理施設に対する立入検査や処理施設整備に対する市町村への支援を引き続き実施します。また、再資源化や最終処分量の削減を図るための取組みの支援を行います。

○市町村に対する技術的支援

- ・市町村が一般廃棄物の処理に関する責務を果たすことができるように、市町村担当職員に対する会議の開催、必要な情報の提供や技術的助言などの支援を行います。

○一般廃棄物処理施設への立入検査の実施

- ・一般廃棄物処理施設に対して立入検査を実施し、必要な指導を行います。

○資源回収拠点における回収状況の把握

- ・民間事業者が設置した古紙やダンボール等の回収拠点における回収量の把握に努め、多様な主体による資源の回収と適正な再資源化を促進します。

○一般廃棄物処理施設の整備等に対する支援

- ・市町村等が行う一般廃棄物処理施設の整備に対して、国制度の活用を通じて支援を行います。
- ・処理施設の耐震化や焼却施設からの熱回収・発電等が促進されるよう、助言を行います。

○一般廃棄物の最終処分削減の取組みの支援

- ・市町村等が行うリサイクルセンターや再資源化施設の整備に対して、国制度の活用を通じて支援を行います。
- ・市町村等の熔融固化施設で生成される熔融スラグの利用拡大を図るため、熔融スラグを使用した岐阜県リサイクル認定製品の積極的な利用を推進します。

○県・市町村の連携による適正処理の監視

- ・県と市町村は、廃棄物の適正処理に関する情報の共有に努めるとともに、必要と認められる場合には、合同の立入調査を実施するなど、相互に連携して、一般廃棄物・産業廃棄物それぞれが適正に処理される体制の確保に努めます。

(4)産業廃棄物の適正処理の推進

産業廃棄物の適正処理を徹底するための取組みや産業廃棄物の処理に対する理解を深める取組みを進めます。また、排出事業者及び処理業者の適正処理に向けた意識を高めるための取組みを進めます。

○産業廃棄物処理業者等に対する効果的な立入検査の実施

- ・産業廃棄物の取扱状況等を勘案して定期立入の回数を設定し、一斉立入、随時立入等を組み合わせて実施することにより、重点的かつ効果的な監視指導を行います。

○排出事業者、処理業者の意識高揚と関係法令等の理解促進

- ・主に中小事業者を対象として、廃棄物関係法令や適正処理についての知識を深めるための法令講習会を実施するとともに、県ホームページ等を活用し周知します。

- ・処理業者等が主催する法令講習に講師を派遣する等、処理業者の関係法令に関する知識の向上を図ります。

○食品廃棄物の不正転売事案を受けた監視体制の強化

- ・産業廃棄物となる食品廃棄物の不正転売防止に係る排出事業者の自主的な対策を促進するため、排出事業者に対して、処理委託の際に廃棄物の包装や梱包を破るなどの荷姿対策や廃棄物の識別番号を記載するなどのマニフェストの備考欄を活用した対策の実施を要請します。また、講習会の開催等を通じて啓発を行うとともに、立入検査により実施状況の確認を行ないます。
- ・動植物性残さを取り扱う産業廃棄物処理業者に対して、再発防止に向けて、一定頻度での抜き打ちの立入検査など、監視強化の取組みを実施します。

○電子マニフェストの利用促進

- ・産業廃棄物の処理状況の透明化に効果があるとされる電子マニフェストの利用促進に向け、啓発を行います。また、県が排出した産業廃棄物の処理を委託する場合は、原則としてすべての業務で電子マニフェストを使用します。

○産業廃棄物処理施設設置に係る合意形成等を図るための手続条例の運用

- ・条例に規定された制度が円滑に運用されるよう、事業者及び関係住民に対して制度の周知を図ります。
- ・条例に基づく手続の進捗状況について、県ホームページにより公表することで、手続の透明性の確保と産業廃棄物処理施設に対する県民の理解促進に努めます。

○廃棄物処理施設に対する県民の理解促進

- ・処理業者等との連携や県ホームページの活用等により、産業廃棄物処理施設に関する認識と理解を深めてもらうための啓発活動を実施します。
- ・産業廃棄物処理施設に対する周辺住民の不安感や不信感を解消するため、処理業者に対し、処理施設の操業状況や廃棄物の処理状況、自主測定結果等の情報公開を促します。

○優良産業廃棄物処理業者認定制度の利用促進

- ・処理業者等が主催する講習会に講師を派遣するなど、優良産業廃棄物処理業者認定制度の利用促進に向けた取組みを行います。

○農業用使用済プラスチック適正処理の推進

- ・農業関係団体等に対し、再生処理率向上に係る働きかけや情報提供を行い、引き続き指導します。

○家畜排せつ物処理施設の整備に対する支援

- ・国庫補助の対象とならない、小規模農家が利用する家畜排せつ物処理施設の整備を支援します。

○畜産環境保全推進指導協議会の開催

- ・協議会を開催し、畜産経営に起因する環境問題について情報交換を行うとともに、実態調査や巡回指導を行います。

○耕畜連携による資源循環型農業の推進

- ・畜産農家で生産された良質な堆肥を耕種農家において有効利用することにより、資源循環型農業を推進します。

(5) 有害廃棄物の適正処理の推進

「岐阜県PCB廃棄物処理計画」に基づいて、法定処理期限が迫っている高濃度P

ＣＢ廃棄物の処理終了に向けた重点的な取組みを行うとともに、低濃度ＰＣＢ廃棄物の処理を促進します。また、水銀廃棄物やアスベスト等の有害廃棄物の適正な処理を促進します。

○高濃度ＰＣＢ廃棄物の処理促進

- ・自家用電気工作物の所有者等、ＰＣＢ廃棄物を保管又はＰＣＢ使用製品を使用している可能性がある事業者を対象として、保管又は使用の状況を網羅的に把握するための調査（掘り起こし調査）を行います。
- ・国、高濃度ＰＣＢ廃棄物の指定処理機関（中間貯蔵・環境安全事業(株)）や県内の各種事業者団体と連携して、高濃度ＰＣＢ廃棄物の法定処理期限や届出制度について広報を行い、処理を促進します。
- ・ＰＣＢ廃棄物の保管事業者等に対して、ＰＣＢ特別措置法に基づく届出及び適正処理を確実にを行うよう指導を行います。
- ・高濃度ＰＣＢ廃棄物の法定処理期限（平成33年3月31日（トランス・コンデンサー等については平成34年3月31日））までの確実な処理を進めるため、指定処理機関と連携して、計画的な処理を促進します。

○低濃度ＰＣＢ廃棄物の処理促進

- ・低濃度ＰＣＢ廃棄物は、例外なく平成39年3月31日までに処理を終了しなくてはなりません。保管事業者が計画的に処理を進めることができるよう、処理の実施方法等についての情報提供を行います。

○水銀廃棄物の適正な処理の推進

- ・体温計や蛍光灯など、家庭などから排出される水銀が使用された廃棄物の適正な処理について、市町村に対する情報提供や助言を行います。
- ・産業廃棄物の排出事業者及び処理業者に対して、水銀が使用された廃棄物の適正な処理に関する指導や情報提供を行います。

○その他の有害廃棄物の適正処理の推進

- ・アスベスト廃棄物をはじめ、事業所や家庭から排出される有害廃棄物が適正に処理されるよう、市町村、排出事業者や産業廃棄物処理業者に対して情報提供や必要な指導を行います。

2. 生活環境の保全

(1)環境美化運動の推進

県民の環境美化意識の高揚を図るため、県、市町村、県民等が一体となった環境美化運動を推進します。

○県内一体となった環境美化運動の推進

- ・「空き缶クリーン・キャンペーン週間」等における清掃活動や意識啓発活動など、県内一体となった環境美化運動を推進します。

○環境美化活動に関する情報発信

- ・県ホームページやソーシャルメディア等の媒体を活用して、県内で行われている環境美化活動について情報発信を行います。また、県内で環境美化活動を行っている団体との連携を進めます。

(2) 災害廃棄物処理対策の推進

「岐阜県災害廃棄物処理計画」に基づき、県及び県内市町村における平常時からの備えを強化します。また、災害発生時には、国、隣接県、県内市町村、関係団体と連携して、早期に支援体制を構築します。

○市町村における災害廃棄物処理計画の策定支援

・市町村ごとの災害廃棄物発生量の推計、職員研修の実施などにより、市町村災害廃棄物処理計画の策定を支援するとともに、様々な機会をとらえ、計画の早期策定を呼びかけます。

○隣接県等との支援体制の整備

・災害時における広域的支援体制を迅速に確立するため、引き続き隣接県等との支援体制の確保に努めます。

○災害時における支援体制の確立

・災害時には、被災市町村からの応援要請に基づき、広域的な支援体制を早期に確立するとともに、関係団体に対して協定に基づく応援を要請します。

○災害廃棄物処理に関する情報の発信

・平常時から災害廃棄物の適正な処理に対する県民の理解を促進するため、災害廃棄物の処理に関する情報の発信に努めます。

3. 不適正処理対策の推進

(1) 不法投棄等の不適正処理対策の推進

不適正処理の未然防止、事案の早期発見・早期措置に向け、監視指導體制を一層強化します。廃棄物の不適正処理を撲滅し、県民が安心して暮らせる生活環境の確保を目指します。

○通報体制の整備

・昼夜を問わず広く県民から情報を提供していただくために「廃棄物インターネット110番」を設置するとともに、郵便局員や森林組合員など各種団体との通報協力体制の整備や、地域住民の自主的な「岐阜県ふるさと環境保全委員会」の活動による通報を受理するなど、不法投棄等の情報収集に努めます。

○不適正処理事案の公表

・県民に対する説明責任や違反行為の発生抑止、拡大抑止を目的に、産業廃棄物の不適正処理事案に関する事実や行政の対応状況を県ホームページで公表します。

○関係機関との連携

・産業廃棄物の不適正処理事案について、関係機関が相互に連携し、厳正な措置を実施するため、連絡会議を開催します。
・警察で培ったノウハウ等を活かしたパトロール及び立入検査ができるよう、現地機関に警察官OBを廃棄物監視指導専門職として配置します。

○監視活動の実施

・防災ヘリコプターの活用による空陸一体となった「スカイ&ランドパトロール」や隣県等との合同での「産業廃棄物運搬車両路上検査」を実施するとともに、可搬式監視カメラを配備するほか、行政による監視が手薄となる夜間・休日には、民間業者への委託による不法投棄等監視パトロールを実施します。

○食品廃棄物の不正転売事案を受けた監視体制の強化（再掲）

・産業廃棄物となる食品廃棄物の不正転売防止に係る排出事業者の自主的な対策を促進するため、排出事業者に対して、処理委託の際に廃棄物の包装や梱包を破るなどの荷

姿対策や廃棄物の識別番号を記載するなどのマニフェストの備考欄を活用した対策の実施を要請します。また、講習会の開催等を通じて啓発を行うとともに、立入検査により実施状況の確認を行ないます。

- ・動植物性残さを取り扱う産業廃棄物処理業者に対して、再発防止に向けて、一定頻度での抜き打ちの立入検査など、監視強化の取組みを実施します。

○「**岐阜県埋立て等の規制に関する条例**」の的確な運用

- ・土砂等の埋立て等に関して、廃棄物の有無に関わらず立入検査を可能とする「岐阜県埋立て等の規制に関する条例」を的確に運用します。